

取引所の売買立会時間外に受注した注文については、当該市場の売買立会が再開された後に取り次ぎます。
当社では、従来、複数市場の気配を比較して最良価格で執行する SOR (Smart Order Routing) 機能を活用しておりましたが、現在、取次先金

された場合(ただし、東京証券取引所の立会時間外に SOR をご指定された場合は、東京証券取引所が指定されたものとして取り扱います。)は、SOR システムによる自動判定に基づき、自動判定された取次ぎ先に取次ぐものとします。
なお、SOR システムに障害等が発生していると当社が判断した場合は、全て東京証券取引所へ取次ぎます。
またお客様が、東京証券取引所上場銘柄のうち当社が SOR 取引を提供する銘柄の注文時に東証をご指定された場合は、東京証券取引所に取次ぐものとします。
取次ぎ先の判定については、東京証券取引所、PTS の第 1 市場 (Cboe=Alpha)、第 2 市場 (Cboe=Select) で提示されている気配値を監視し、原則最良気配を提示している市場を判定し、自動的に注文を取次ぎます。PTS 市場の最良気配が東証と同値、又はより有利であると SOR システムが判断するときには PTS 市場へ取次ぎます。複数の市場において気配が同値の場合、取次ぎ先の優先順位は、「Cboe=Select、Cboe=Alpha、東京証券取引所」の順となります。また、一注文のうち、一部数量のみ PTS の最良気配が東証と同値、又は有利な場合、一部の数量のみ PTS 市場へ取次ぎし、残数量は東京証券取引所へ取次ぎます。そのため、一注文が複数市場に跨って約定が成立する場合があります。なお、SOR の判定により各市場へ取次ぐ場合は、IOC 注文 (指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、成立しなかった注文数量を失効させる条件付注文です。) で発注します。PTS にわずかでも注文が残るような注文方法は利用しておりません。IOC 注文により成立しなかった注文は自動的に東京証券取引所へ取次ぎます。SOR の判定により PTS 市場へ取次ぐ場合の IOC 注文による発注、また各市場に分割して取次ぐ場合においては、それぞれを同時発注することで、レイテンシーアービトラージが介入する可能性を極力排除いたします。
(変更)

融商品取引業者の業務撤退に伴い、SORの利用を一時的に停止しております。
このため、現時点では東京証券取引所を執行市場として選定しておりますが、同取引所は国内において最も高い流動性と価格の透明性を有しており、執行の合理性・確実性においても優位性があると判断しています。

3. 当該方法を選択する理由

上場株券等
(削除)

当社では、現在、上場株券等の委託注文について、東京証券取引所における取引所立会市場を通じての執行を基本方針としております。これは、東京証券取引所が日本国内において最も流動性の高い金融商品取引所であり、多くの投資家の需要が集中していることから、価格の透明性、約定の可能性、取引のスピードといった面で優位性があると判断しているためです。

3. 当該方法を選択する理由

上場株券等

(1)SOR 取扱銘柄以外の場合

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

(2)SOR 取扱銘柄の場合

近年、金融商品取引所市場以外の市場における上場株券等の売買の流動性は増加してきており、SOR システムにおいて気配値の比較を行い取次ぎ先を自動判定することにより執行することが、お客様にとってより有利な価格と判断される取引機会を提供できると判断されるからです。

(3)レイテンシーアービトラージへの対応策の選択理由

分割してできる限り各市場等へ同時に発注をおこなうことで、他者による先回りを防ぎ、

また、IOC注文とすることで、PTS 市場の未約定分の注文をできる限り他者に見せないことで、

レイテンシーアービトラージが介入する可能性を極力排除できると判断されるからです。

(変更)

<p><u>また、当社では SOR 機能の再導入に向けて、新たな取次先の選定およびシステム対応を進めており、準備が整い次第、最良執行方針の改定を行う予定です。SOR 機能が一時的に利用できない期間においても、当社は引き続き、お客様にとって合理的かつ信頼性のある執行を実現するよう努めてまいります。</u></p>	
<p>4. その他</p> <p>次に掲げる取引については「2. 最良の取引の条件で執行するための方法」に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 単元未満株の取引については、単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法により執行します。</p> <p>(2) その他、当社の定める取引規程、又は約款において執行方法を指定している取引については、当該指定された執行方法により執行します。</p> <p>(3) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合があります。その場合であっても、その時点で最良の条件で執行するよう努めるものとします。</p> <p>最良執行義務は、価格のみならず、たとえばコスト、スピード、執行確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。従って、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>4. その他</p> <p>次に掲げる取引については「2. 最良の取引の条件で執行するための方法」に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行します。</p> <p><u>(1) お客様から執行方法に関するご指定（執行する金融商品取引所市場、お取引の時間等）があった取引については、当該ご指定いただいた執行方法により執行します。</u></p> <p>(2) 単元未満株の取引については、単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法により執行します。</p> <p>(3) その他、当社の定める取引規程、又は約款において執行方法を指定している取引については、当該指定された執行方法により執行します。</p> <p>(4) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合があります。その場合であっても、その時点で最良の条件で執行するよう努めるものとします。</p> <p>最良執行義務は、価格のみならず、たとえばコスト、スピード、執行確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。従って、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。</p> <p><u>また、SOR 対象銘柄を PTS 市場において執行する場合には、価格有利性を勘案して執行するものですが、受注後に注文が到達するまでにわず</u></p>

かながら時間がかかりますので、その間に気配の状況が変化する場合がありますことから、約定時点の金融商品取引所市場の最良気配と比較した場合に、結果的に不利な価格で約定する可能性がある点についてもご留意のうえお取引ください。